

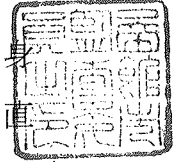


函館市監査公表第10号

函館市教育委員会教育長から「財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年5月18日

函館市監査委員 渡 辺 宏
函館市監査委員 植 松





函 教 管

平成27年 5月11日

改善措置通知書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 山 本 真 也



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ その他 （財政援助団体等監査）		
監査等実施期間	平成26年9月2日～平成26年11月6日	講評日	平成26年11月10日
指 摘 事 項 等			
監査の対象 平成25年度において、函館市から函館市亀田福祉センターの指定管理者に指定された特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜における函館市亀田福祉センター管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務 ○自主事業の承認手続きについて 指定管理者は、一部の自主事業において、市の承認を受けるべきところ承認を受けずに事業を実施し、また、市も承認手続きについて失念していたことから、今後、事業の実施にあたっては、適切な事務の執行を図られたい。			
措 置 内 容			
平成27年度の事業計画書において自主事業が計画され、事業内容や金額等が明記されており、その内容についても適正と認められたことから、平成27年3月25日付けをもって承認を行っております。			



函 教 管

平成27年 5月11日

改善措置通知書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 山 本 真



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ その他 （財政援助団体等監査）		
監査等実施期間	平成26年9月2日～平成26年11月6日	講評日	平成26年11月10日
監 査 意 見			
監査の対象 平成25年度において、函館市から函館市亀田福祉センターの指定管理者に指定された特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜における函館市亀田福祉センター管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務 ○ 利用料金の減免・還付基準の明確化について 利用料金制度は利用料金収入が指定管理者に帰属し、減免行為等は指定管理者があらかじめ市の承認を受けて定めることができるものであるが、公の施設の運営にあたって、市は公平・公正の観点から疑義が生じぬよう、指定管理者に対し明確な判断基準による取り扱いを指導することが望ましいと考えることから、減免および還付基準においては「その他特別な理由によりセンターが必要と認める場合」という基準を、より具体的な項目に改めて記載するべきと料する。			
措 置 内 容			
減免および還付基準については、公平・公正の観点から疑義が生じないよう具体的な項目を記載するよう指定管理者へ指導を行い、平成27年度の事業計画書等において、減免および還付基準が具体的に定められたことから、平成27年3月25日付けをもって承認を行っております。			